

令和5年11月会議
第5回綾瀬市農業委員会総会議事録

綾瀬市農業委員会

開催年月日 令和5年11月28日(火)

開催の場所 議会棟全員協議会室

出席委員

議席番号 1番 森山謙治	議席番号 8番 木村 寛
議席番号 2番 比留川賢次	議席番号 9番 金子 美登里
議席番号 3番 笠間保一	議席番号 10番 橋本久男
議席番号 4番 比留川義昭	議席番号 11番 大塚秀一
議席番号 5番 山田誠一	議席番号 12番 宇野政信
議席番号 6番 内田直彌	議席番号 13番 早川新市
議席番号 7番 早川晴子	議席番号 14番 古塩貞夫

欠席委員

出席推進委員

第1地区担当 山田英毅	第3地区担当 志澤輝彦
第2地区担当 峰山健吾	

欠席推進委員

傍聴人 0名

提出した議案

- 議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請事案
- 議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請事案
- 議案第47号 農用地利用集積計画決定事案
- 議案第48号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案
- 報告第10号 専決処分等について

議決事件及賛否の数 別紙記載のとおり

議事の要領 綾瀬市農業委員会会議規則による

採決の要領 綾瀬市農業委員会会議規則による

事務局職員出席者

事務局長	浦山 豊
次長	三枝 利行
総括副主幹	森山 由起子
主事	鈴木 孝治
主事	小林 優

9時30分 開会

○議長（古塩 貞夫君）（挨拶）

ただ今より第5回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は、14名、推進委員は3名でございます。

定足数であります在任委員の過半数に達しておりますのでご報告いたします。

次に3、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員につきましては、申し合せによりまして私から指名をいたします。本日は、7番早川晴子委員、8番木村委員のご両名にお願い申し上げます。次に、会務の報告をいたします。事務局より報告願います。

○事務局（森山総括副主幹） それでは、皆様のお手元に配布してございます資料の確認をさせて頂きたいと思います。事前に配布させていただきました総会議案書、資料1から4、協議会資料のほか、本日皆様の机上に諸般の報告、農政時報をお配りしておりますので御確認をお願いいたします。

諸般の状況報告及び今後の予定でございます。前回の総会日以降、本日の総会までの報告につきましては、後ほどお目通しいただきたいと存じます。今後の予定について申し上げます。本日、防災会議におきまして、314, 315会議室にて会長が出席される予定でございます。12月3日、消費者交流会におきまして、会長が出席の予定でございます。20日、審議案件現地調査、市内一円におきまして、第1班の委員が出席される予定でございます。

同日第6回農業委員会 総会議案打合せ、農業委員会事務局におきまして、会長、職務代理が出席される予定でございます。27日、第6回農業委員会 総会、議会棟全員協議会室におきまして、委員全員が出席される予定でございます。

続きまして、会議の集計でございます。総会議案書の3ページをご覧ください。

審議前に、当日総会分を申し上げます。法第3条許可申請2件 2,124平方メートル、法第5条許可申請4件 4,780平方メートル、農用地利用集積計画決定4件 6,956平方メートル、引き続き農業経営を行っている旨の証明4件 25,696.80平方メートル、法第4条届出3件 1,545平方メートル、法第5条届出4件 511平方メートル、法第6条農地所有適格法人の事業等の報告1件 8,227平方メートルでございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の報告が終わりました。

ただ今より5の議事日程に入ります。本日の議事日程につきましては、総会議案書のとおりです。慎重かつ厳正なるご審議をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

また、会議の進行に当たりましても、特段のご協力を賜りますよう併せてお願ひいたしま

す。

それでは、日程第1号、議案第45号、農地法第3条の規定による許可申請事案、整理番号5番についてを議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局（森山総括副主幹） 総会議案書4ページ、5ページをご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請事案、整理番号5番でございます。申請地は綾瀬市 [REDACTED]

[REDACTED] 外1筆、地積畠、地積合計1,748平方メートルでございます。申請理由は、農業経営の継承を図るためとのことでございます。権利の種類は、所有権の移転、都市計画区域等につきましては、市街化調整区域・農用地外でございます。場所につきましては、5ページの案内図をご参照願います。

譲受人は、自作の畠2,739平方メートルのほか、海老名市で自作の田3,727平方メートル、自作の畠2,834平方メートルを耕作し、農業経営を行っており、市内の農地全てが耕作されていることを事務局にて確認しております。

農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター等を保有しており、農業従事者は、本人と妻の2名、従事日数は300日で、農業従事状況及び農機具の保有状況は問題ないものと思われます。以上のことから、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しておりません。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君） 事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第4班の代表の委員より報告願います。11番 大塚委員

○11番（大塚 秀一君） 報告します。申請地は [REDACTED] ほか1筆合計1,748平米です。現地はサツマイモ、ネギ、ジャガイモ等が作付けされておりました。農地として適正に維持管理されていると認められましたので、第4班といたしましては、農地法第3条の規定による許可申請に問題ないと判断しました。以上です。

○議長（古塩 貞夫君） ありがとうございました。本件について、地域の担当委員の発言を求めます。 3番 笠間委員

○3番（笠間 保一君） 本件について地元委員として発言いたします。11月22日、申請人宅を訪問し、耕作状況、農機具の保有状況、労働力の状況について確認及び聞き取りを行ってまいりました。譲渡人と譲受人は親子の関係にあり、譲渡人である親が [REDACTED] 歳と高齢になり、農業経営が困難になってきたことから、順次、息子である譲受人に所有権を移転させていきたいとのことでした。譲受人は、会社を定年退職後専業農家として農業を営んでおりますので、今回の許可申請事案につきまして、地元委員としては、譲受人の経営状況、

労働力、農機具の保有状況、営農計画等を総合的に勘案し許可妥当と思います。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第3条の規定による許可申請事案、整理番号5番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可されました。

○議長（古塩 貞夫君）それでは、同じく、農地法第3条の規定による許可申請事案、整理番号6番についてを議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書6ページ、7ページをご覧ください。

農地法第3条の規定による許可申請事案、整理番号6番でございます。申請地は綾瀬市■■■■■、地目田、地積376平方メートルでございます。申請理由は、農業経営の拡大を図るためとのことでございます。権利の種類は、所有権の移転、都市計画区域等につきましては、市街化調整区域・農用地でございます。場所につきましては、7ページの案内図をご参照願います。

譲受人は、自作の畑374平方メートル、利用集積による畑1,713平方メートルを耕作し、農業経営を行っております。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機を保有しており、農業従事者は、本人1名、従事日数は200日で、農業従事状況及び農機具の保有状況は問題ないものと思われます。以上のことから、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しておりません。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第4班の代表の委員より報告願います。11番 大塚委員

○11番（大塚 秀一君）申請地は■■■■■、376平メートルです。7ページの布令は、現状は草が生い茂っていますが、譲受人が責任を持って草刈りし耕作する予定となっていそうです。4班としては農地法第3条の規定による許可申請に問題ないと判断しました。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員の発言を

求めます。8番 木村委員

○8番（木村 寛君）本件につきまして地元委員として発言いたします。11月18日に譲受人と現地を見てきました。譲受人は現在約2反ほど耕作しております。現地は先ほど言わされたとおり、しばらく作付けがされていない状態で不耕作地でございました。雑草もおりましたが、譲受人はハンマーナイフという大型の除草機、草刈り機、またトラクターも使用しており、今後はしっかり管理していくということでした。今回の許可申請の事案につきましては、許可が妥当と判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。
以上です

○議長（古塩 貞夫君）この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。
意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農地法第3条の規定による許可申請事案、整理番号6番について、賛成の委員の挙手を求めるます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可されました。

○議長（古塩 貞夫君）それでは、日程第2号、議案第46号、農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号17番についてを議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書8ページ、9ページをご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号17番でございます。申請人である譲渡人及び譲受人は記載のとおりでございます。申請地は綾瀬市[REDACTED]、登記地目畠、現況地目雑種地、地積2,800平方メートルのうち、1,994平方メートルでございます。

転用目的は敷地拡張、転用理由は、法地を整備し崖崩れを防止するためとのことでございます。権利の種類は所有権の移転、場所につきましては9ページの案内図をご参照願います。また、別冊資料1にて申請図面等をお示ししておりますので、併せてご参照願います。この転用に伴います、工事の概要及び周辺への防除対策でございますが、防草シートを設置の上、カワヅザクラを45本植樹することで、崖崩れの防止を図ることでございます。工期は、資料5ページのとおり許可後120日間でございます。

申請地は市街化調整区域、農用地外であり、立地要件は神奈川県で定めております転用許

可基準による第2種農地に該当し、転用許可できる農地でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認しているだいている第4班の代表委員より報告願います。11番 大塚委員

○11番（大塚 秀一君）申請地は [REDACTED] 番地、現地は斜面の土地で、現状は草が生い茂っている状態ではあります。譲受人は、草刈りをして桜の木植えて管理することなので、第4班といたしましては、農地法第5条の規定による許可申請の発行に問題はないと判断しました。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この事案については、申請人に参考人として出席を求めてます。ただ今より、参考人に議場に入っていただきます。

（参考人着席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。ただ今より、申請がありました、綾瀬市 [REDACTED]、登記地目畠、現況地目雑種地、地積2,800平方メートルのうち、1,994平方メートルの、農地転用に係る農地法第5条の規定による許可申請について、審議をいたすところです。それでは、私から参考人に次の6点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

（参考人 答弁）

○参考人（[REDACTED]） [REDACTED] と申します。今回の5条申請の仲介をやらせていただいております。よろしくお願ひいたします。

それでは今、ご質問があつた件につきまして、転用を行う理由とこの地を選定した理由につきましては、[REDACTED] が買主ですが、[REDACTED] が使用する土地の三方が [REDACTED] 使用している土地でありまして、その真ん中に位置している傾斜面、45度位の角度も斜面であるということが選定の理由であります。

土地利用計画及び施設概要につきましては、申請地が斜面になっておりますので、以前、崖崩れを起こしております。その関係で崖崩れが起きないように、整地をしてカワヅザクラを45本ほど植樹を行って崩れ防止のための施策をとりたいと思っております。

周辺への防除対策につきましては、周辺全て [] の所有地になっております。

工程及び工期なんですが、カワヅザクラはつくまでに植樹してから着くまでに多分半年位はかかると思います。雨対策も行いながら、カワヅザ克拉を植えていきたいと思っております。隣接耕作者はございません。

施設の管理計画につきましては、桜の剪定等の管理は、今後も永年で続けていく予定であります。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。

次に、委員からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。 8番 木村委員

○8番（木村 寛君）サクラは何本植える予定ですか。

○参考人（ [] ）45本植える予定です。

○議長（古塩 貞夫君）他に、参考人に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対する質疑は、以上といたします。それでは、参考人に申し上げます。

本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会 会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございました。申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重に審議いたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございました。

（参考人退席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員として、補足する事項等がありましたらご発言願います。 12番 宇野委員

○12番（宇野 政信君）地元委員としての発言をさせていただきます。先ほど大塚委員から説明がありましたが、非常に急斜面で畑をやるという状況ではないですね。今は草も生えて、手入れもされてないんですが、隣の [] の会社のちょうど横で、さっきも説明あったように、45度位の角度で、農地として使えるような状況ではないということで、また、土砂崩れが起きたりして心配だということで、 [] さんの方でここを何とかしたいとい

うことで、買い取って土砂崩れのところを交渉したいということでありました。

地元委員としては、周りに畠もなく [] 公園がこちらにありますけれども、そんなところで、第2種用地でもあり、転用は可能な農地であることから、転用はやむを得ないと判断しました。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君） 意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号17番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。

それでは、同じく、農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号18番についてを議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局（森山総括副主幹） 総会議案書10ページ、11ページをご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号18番でございます。申請人である譲渡人及び譲受人は記載のとおりでございます。申請地は綾瀬市 [] 、地目畠、地積435平方メートルでございます。転用目的は資材置場、転用理由は、既存資材置場の返却に伴う新規資材置場の確保のためとのことでございます。権利の種類につきましては、賃貸借権の設定、場所につきましては11ページの案内図をご参照願います。

また、別冊資料2を配布しておりますので、申請図面等を併せてご参照願います。

この転用に伴います工事の概要は、主に敷地内は転圧及び砂利敷き施工を行い、雨水は敷地内の浸透処理とします。周辺への防除対策は、周囲に高さ30センチの鋼板を設置し、土砂の流出を防止するとのことでございます。

工期は資料の6ページのとおり、許可後1月10日から15日までの6日間でございます。

申請地は市街化調整区域、農用地外であり、立地要件は神奈川県で定めております転用許可基準による第2種農地に該当し、転用許可できる農地でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君） 事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第3班の代表委員より報告願います。11番 大塚委員

○11番（大塚 秀一君） 申請地は [] 、435平米です。現地は現在整地されて

いる状態で、下草が少し生えている状態でした。第4班といたしましては農地法第5条の規定による許可申請に問題はないと判断しました。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この事案については、申請人に参考人として出席を求めていきます。ただ今より、参考人に議場に入っていただきます。

（参考人着席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。ただ今より、申請のありました、綾瀬市 [] 、地目畠、地積 435 平方メートルの農地転用に係る農地法第5条の規定による許可申請について、審議をいたすところです。それでは、私から参考人に次の6点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

（参考人 答弁）

○参考人（[]）今回、譲受人 [] と、譲渡人 [] 両名の委任を受け、今日説明させていただくことを申しつかりました [] と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

転用を行う理由等、その地を選定した理由について説明させていただきます。

現在使用している資材置場が、契約満了となってしまって、年内いっぱいで使用が出来なくなるため、御社は [] ですけれども、近いことなどから幹線道路にも近いのでこの場所を選定いたしました。それが選定した理由です。

土地利用計画及び施設概要についてですが、本件敷地の境界に沿って、亜鉛メッキ鋼板、土砂、碎石などの流出防止施設を設置して、敷地内には、砂、碎石などの突発的な材料、重機1台、ダンプ1台を常駐させるような形で土地利用を図ります。

転用計画等周辺への防除対策についてなんですが、敷地境界に沿って、先ほど述べました土砂流出防止の設置をいたしまして、進入口の境界には、境界ブロックを設置しておきま

す。道路等敷地等の何か明確な境界を決定して、道路側にも碎石などが流れないようにいたします。雨水、雨水排水についてですが、砂利敷地といたしますので自然浸透といたします。それが敷地の防除対策です。その他に雑草等が生えないように、一部の則に対して、防草シートを張って対処いたします。

工程及び工期並びに工事期間中の安全対策ですが、許可も、来年早々になると思いますが、7日間で工事を終了させて、敷地を安全に使えるようにいたします。

安全対策ですが、碎石を持ち込む際に、その交通の近隣の方の妨げにならないように、十分分配慮して安全対策を行います。

隣接耕作者と周辺地域への説明状況についてですが、一応本件の図面を提示して十分説明をしております。こういう工事になって、同じように7日間で終了させますということで、付近の農地に被害が及ぼないよう十分配慮して、苦情などがあった場合、転用事業者が対応いたしますので、全部滞りなくやるようにしております。

施設の管理計画についてですが、常に朝晩従業員がダンプの出入り、それから資材の搬入等で出たり入ったりしておりますので、一応付近の方にも迷惑が掛からないような、管理使用の方法をしていきます。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。

次に、委員からの質問にお答えください。

それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。

参考人に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対する質疑は、以上といたします。それでは、参考人に申し上げます。

本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会 会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございました。申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重に審議いたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございました。

（参考人退席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。12番 宇野委員

○12番（宇野 政信君）地元委員として11月11日、私も現地を見させていただきました。

先ほど委員の説明のとおりで、畑として畑というか、整地されて下草が生えている状況であつたんですが、取りあえず大丈夫かなと思いました。今回の転用について []さんが、先ほど説明があったように、今まで使った所が使えなくなったので、新しい所を探しているということで広さ的にも、適当なところがあつたってということで、ここをお願いしたいということでした。地元委員としては近隣に特にきちんとした畑というんでしょうかね、畠らしきものは多少あるんですが、第2種農地でもあるんで、転用可能かなというふうに思いました。やむを得ないものとして判断しました。

○議長（古塩 貞夫君）この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号18番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。
それでは、同じく、農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号19番についてを議題といたしますが、整理番号19番、20番の2件は、申請人であります譲受人が同一でございますので、一括して審議をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、一括して審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書12ページ、13ページをご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号19番でございます。申請人である譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。申請地は [] 外2筆、登記地目田、現況地目畠、地積合計1,201平方メートルでございます。

一時転用目的は貸車両置場及び貨資材置場、一時転用理由は秦浜線鉄塔改修工事とのことでございます。権利の種類につきましては賃貸借権の設定、場所につきましては13ページの案内図をご参照願います。

また、別冊資料3を配布しておりますので、申請図面等を併せて参照願います。

転用に伴う工事の概要は、主に敷地内は鉄板敷きとし、雨水は自然浸透の敷地内処理とのことでございます。また、近隣への防除対策として、周囲にガードフェンスを設置し、周

辺への安全対策等について配慮を行うとのことでございます。工期は資料7ページにございます、許可後、令和6年12月26日までございます。申請地は市街化調整区域、農用地であり、立地要件は神奈川県で定めております転用許可基準による農用地区域内農地に該当し、一時的な利用であれば転用許可できる農地でございます。

続きまして、総会議案書14ページ、15ページをご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号20番でございます。申請人である譲渡人及び譲受人は記載のとおりでございます。申請地は [REDACTED] 外5筆、地目畠、地積合計1,150平方メートルでございます。一時転用目的は仮設作業場、転用理由は、秦浜線鉄塔改修工事のためとのことでございます。権利の種類につきましては、賃貸借権の設定、場所につきましては15ページの案内図をご参照願います。

また、別冊資料4を配布してございますので、申請図面等を併せてご参照願います。

この転用に伴います工事の概要は、主に 敷地内は鉄板敷きとし、雨水は敷地内の自然浸透処理とします。また、近隣への防除対策として、周囲にガードフェンスを設置し、周辺への安全対策等について配慮を行うとのことでございます。工期は資料の7ページにございます、許可日から令和6年10月31日でございます。

申請地は市街化調整区域、農用地外であり、立地要件は神奈川県で定めております転用許可基準による第2種農地に該当し、転用許可できる農地でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第4班の代表委員より、整理番号19番及び20番の、2件についての報告をお願いしたいと思います。初めに、整理番号19番について報告願います。11番大塚委員
○11番（大塚 秀一君）整理番号19番、申請地は [REDACTED] ほか2筆、合計1,201平方メートル。現状は草刈りをした状態で、そういった草刈りをした状態のままの土地です。第4班といたしましては、農地法第5条の規定による許可申請に問題ないと判断しました。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）それでは次に整理番号20番について報告をお願いいたします。11番、大塚委員。

○11番（大塚 秀一君）整理番号20番、[REDACTED] ほか5筆合計1,150平方メートルです。現地は、サトイモやサツマイモなど作付けされていて、農地として適切な管理されているところと認められます。第4班といたしましては、農地法第5条の規定による許可申請に問題ないと判断しました。以上です。

はい、ありがとうございました。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この事案については、申請人に参考人として出席を求めていきます。ただ今より、参考人に議場に入っていただきます。

（参考人着席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会 会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今より、申請がありました、[REDACTED]外2筆、登記地目田、現況地目畠、地積合計1,201平方メートルの農地転用に係る農地法第5条の規定による許可申請及び、[REDACTED]外5筆、地目畠、地積合計1,150平方メートルの農地転用に係る農地法第5条の規定による許可申請の2点について、審議をいたすところでございます。それでは初めに、[REDACTED]外2筆の農地転用に係る農地法第5条の規定による許可申請事案について、私から参考人に次の6点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全 対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

（参考人 答弁）

○参考人 ([REDACTED]) [REDACTED]と申します。よろしくお願いします。[REDACTED]です。

施工の方をさせていただきます [REDACTED]と申します。

1番ですけども、用田にある鉄塔の建て替え工事を実施しておりまして、古い鉄塔をするんですが、当初の敷地だけでは、工事が出来ない為に、隣接地を借用して、その隣接地を仮設作業場として使用させていただくんですが、その隣接地は車両等が置いてありますし、工事をやるに当たってその車両等が支障となるために、一時的に別の場所に移動してもらわなければならないため、その移動先として付近を探査しましたが、申請する土地以外に適地がないためにこちらを申請させていただきました。

2番の土地利用計画等ですか、今お話しさせていただいたように、鉄塔の隣接地に置いて

ある車両等を移動する置場として利用させていただきます。

3番の転用計画等ですが、車両等を置かせていただくために、畑の部に鉄板を引いて、土地を荒らさないような形で転用させていただいて、転用後は耕作できるような形で、また元に戻す予定でございます。

4番の工程並びに工期等ですが、一応予定としては年明け、2024年1月から12月下旬ぐらいまでを使用させていただきたいと考えております。安全対策ですが、出入り口以外は使用地をガードフェンスで囲って安全対策をする予定です。

5番の隣接耕作者等への説明状況ですが、隣接耕作者さんのところに訪問させていただいて、内容等を説明させていただいて、隣接耕作者のほうから特段要望等はございませんでした。

6番の施設の管理計画等ですが、出入口以外は先ほど申し上げたガードフェンスで囲って、安全対策を講じる予定です。以上になります。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。

次に、委員からの質問にお答えください。

それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。
参考人に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、以上といたします。

それでは、次に、[REDACTED]外5筆、地目畠、地積合計1,150平方メートルの農地転用に係る農地法第5条の規定による許可申請事案について、私から参考人に次の6点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

（参考人 答弁）

○参考人（[REDACTED]）

1番についてですが、転用の理由としては、鉄塔の改修工事を計画しておりますと、その改修工事に当たって、先ほどと同様当社の鉄塔敷地だけでは工事が出来ないものですから、隣接地を仮設作業場として借りなければなりません。ただ隣接地は山林と畑に囲まれているんですが、山林のほうが面積が狭くて、なおかつ自然公園に指定されているため、樹木が沢山生えているんですけど、樹木の伐採等が出来ないので、工事用の重機をそこの土地に入れることができないため、やむを得ず隣接する畑のほうを仮設作業場として、使用させていただく予定です。

2番の土地利用計画及び施設概要についてですが、鉄塔の改修工事に必要な重機等の搬入ですとか、そこでの作業ですとか、そのために利用させていただく予定です。

3番の転用計画と周辺への防除対策等について、まず畑を荒らさないように、草が生えていないので鉄板を敷いて、防除対策をする予定となっております。

4番の工程は履行ということですが、こちらも年明け2024年1月から、2024年10月下旬ぐらいまで作業したいと考えております。完了に当たっては、畑として耕作出来るように復元する予定です。安全対策ですが、こちらの畑で北側道路を挟んで民地がありますので、そちらに関しては防音パネル、南側の隣接する畑については、ガードフェンス等で囲って安全対策を図る予定です。

5番、隣接耕作者周辺地域への説明状況ですが、隣接耕作者には説明済みです。周辺地域については自治会等を当然通じて、リーフレット等を配布して工事PRをする予定です。

施設の管理計画は、フェンスとか防音パネルで囲って公衆の立ち入りを防ぐような計画をしております。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。次に、委員からの質問にお答えください。

それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。
参考人に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対する質疑は、以上といたします。それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございました。申請されました2件の案件につきましては、さらに慎重に審議いたしまして、意見決定したいと考えております。
以上をもってご退席いただきます。ありがとうございました。

(参考人退席)

○議長（古塩 貞夫君）参考人が退席いたしました。それでは、整理番号19番及び整理番号20番の2件について地域の担当委員として、補足する事項等がありましたらご発言をお願いしたいと思います。初めに、整理番号19番についてですが、本件についての地域の担当委員は私でございますので、発言させていただきます。14番 古塩委員

○14番（古塩 貞夫君）番地は [] ほか2筆ですけども、現在は、雑草が多少ある畑という感じですね。耕運してあるみたいですが、過去においてはですねここしばらく、作付けをしてありませんが、農地としての管理をしておりましたので、一時転用につきましては、私は特に問題ないんじゃないかと考えております。

○議長（古塩 貞夫君）この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。次に、整理番号20番について、地域の担当委員として、補足する事項等がありましたらご発言願います。5番 山田委員

○5番（山田 誠一君）本件について地元委員として発言をします。11月10日、現地確認を行い申請人とも面会いたしました。申請地は、里芋、サツマイモが作付けてされており農地としては問題ないと判断いたします。近隣農家の被害防除措置がとられていること、一時的な利用であり、農地復元することから、一時転用を止むを得ないと思います。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。採決については、1件ずつ行いますのでよろしくお願いします。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号19番について賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし常設審議委員会へ報告することといたします。

○議長（古塩 貞夫君）続いて、整理番号20番について賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、本件は申請のとおり許可相当とし常設審議委員会へ報告することといたします。

次に、日程第3号、議案第47号、農用地利用集積計画決定事案、整理番号82番を議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局（森山総括副主幹） 総会議案書16ページ、17ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号82番でございます。申出人は記載のとおりでございます。

賃借人の耕作面積は3,450平方メートル、申出地は [REDACTED] 外1筆、地目畠、地積合計2,459平方メートルでございます。利用権の種類は賃貸借権、利用権の設定期間は、令和6年1月1日から令和8年12月31日までの3年間でございます。

利用目的は露地野菜、設定初年は、昭和63年、13回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、17ページの案内図をご参照願います。

賃貸人は、100日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

借人の状況でございますが、年齢は [REDACTED] 歳、耕作面積は、利用集積による畠2,459平方メートル、自作の樹園地991平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。

農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機を保有しており、農業従事者は、本人と妻の2名で、従事日数は300日でございます。

以上により、農業経営基盤強化促進法附則第5条第2項に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。

それでは、事前に現地を確認していただいている第4班の代表の委員より報告願います。

11番 大塚委員

○11番（大塚 秀一君）整理番号82番、申請地は [REDACTED] ほか1筆、合計2,459平米です。現地はサトイモ、ネギ、ニンジン等が作付けされておりました。農地としては適正に維持管理されていると認められましたので、第4班といたしましては、農地利用集積計画決定に問題ないと判断いたしました。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第3地区 志澤推進委員

○第3地区（志澤 輝彦君）本日の議案につきまして、11月20日午前9時より、4班宇野委員、早川委員、大塚委員と事務局2名は6名で、同行させていただきました。

なお本日の案件は、同日、同メンバーで行いましたので、以後割愛させていただきます。

整理番号82の申請地におきましては、4班の代表委員大塚委員からもお話をあったとおり、サトイモ、ニンジン、ネギが、作付けされておりました。農地として適正に管理されておりましたので、推進委員といたしましては、農用地利用集積の継続は妥当であると判断しました。皆さんの御審議よろしくお願ひします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号82番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、農用地利用集積計画決定事案、整理番号83番を議題といたしますが、整理番号83番、84番の2件は申出人であります貸借人及び借人が同一でございますので、一括して審議をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）それでは、一括して審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書18ページ、19ページをご覧ください。

申出人は記載のとおりでございます。申出地は [REDACTED] 外1筆、地目畠、地積合計1,979平方メートルでございます。利用権の種類は使用貸借権、利用権の設定期間は、令和6年1月1日から令和8年12月31日までの3年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は平成27年、4回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域農用地でございます。場所につきましては、19ページの案内図をご参照願います。貸人は、農業経営を行っていないため、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

続きまして、総会議案書20ページ、21ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号84番でございます。申出人は記載のとおりでございます。申出地は [REDACTED]

■、地目畠、地積 991 平方メートルでございます。利用権の種類は、賃貸借権、設定初年は平成 24 年で、5 回目の権利設定でございます。申出人の耕作面積、利用権の設定期間、利用目的、都市計画区域等につきましては、整理番号 83 番と同一でございます。場所につきましては、21 ページの案内図をご参照願います。

賃貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。この 2 件の賃借人及び借人の状況でございますが、年齢は ■ 歳、耕作面積は、利用集積による畠 11,385 平方メートル、自作の畠 3,830.82 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人 1 名で、従事日数は 300 日でございます。

以上により、農業経営基盤 強化促進法 附則第 5 条第 2 項に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している大塚委員より報告願います。11 番 大塚委員

○11 番（大塚 秀一君）整理番号 83 番、申請地は ■ 番地ほか一筆、合計 1,979 平米、現地はそれぞれブロッコリー、キャベツが作付けされておりました。

農地として適正に維持管理されていると認められましたので、第 4 班といたしましては、農用地利用集積計画に問題ないと判断いたしました。

続きまして整理番号 84 番の申請地、■ 991 平米です。現地は、主に大根が作付されておりました。農地として適正に維持管理されていると認められましたので第 4 班といたしましては、農用地利用集積計画に問題がないと判断いたしました。

以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認している農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第 3 地区 志澤推進委員

○第 3 地区（志澤 輝彦君）整理番号 83、84 の申請地は、賃借人、または借人が同一でございますので、一括して報告させていただきます。整理番号が 83 の申請地は 4 班の代表の大塚委員からお話をあったとおり、ブロッコリー、キャベツが作付けされております。

整理番号 84 におきましては、大根が作付けされておりました。いずれも農地として適正に管理されており、推進委員といたしましては、農用地利用集積の継続は妥当であると判断いたしました。皆様の御審議のほどよろしくお願いします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。採決については、1件ずつ行いますのでよろしくお願ひします。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号 83 番について、賛成の委員の挙手を求めてます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

○議長（古塩 貞夫君）続いて、整理番号 84 番について、賛成の委員の挙手を求めてます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

○議長（古塩 貞夫君）次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号 85 番を議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書 22 ページ、23 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 85 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。借人の耕作面積は 1,527 平方メートル、申出地 [REDACTED]、登記地目畠、地積合計 1,527 平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 6 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は平成 30 年、3 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地外でございます。場所につきましては、23 ページの案内図をご参照願います。

貸人は、300 日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

借人の状況でございますが、年齢は [REDACTED] 歳、利用集積による畠 1,527 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機を保有しております、農業従事者は、本人 1 名で、従事日数は 360 日でございます。以上により、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 2 項に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認してい

- ただいている第4班の代表の委員より報告願います。11番 大塚委員
- 11番(大塚秀一君) 整理番号85番の申請地は、[REDACTED]、1,527平米です。現地は、里芋、ジャガイモ等多品種の作物を作付けされておりました。農地として、定員管理されていると認められましたので、第4班といたしましては、農地利用集積計画は問題ないと判断いたしました。以上です。
- 議長(古塩貞夫君) ありがとうございました。この件について、事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第3地区志澤推進委員
- 第3地区(志澤輝彦君) 整理番号85の申請地におかれましては、4班の代表の委員のお話のとおり、里芋、レタス、ブロッコリー、玉葱等10種類以上多品種、作付されておりました。農地として適正に管理されており、推進員といたしましては、農用地利用集積の継続については、妥当であると考えております。皆さんの御審議のほどよろしくお願ひします。以上です。
- 議長(古塩貞夫君) ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。
- (「なし」の声あり)
- 議長(古塩貞夫君) 意見なしと認めます。これより採決いたします。
- 農用地利用集積計画決定事案、整理番号85番について、賛成の委員の挙手を求めます。
- (賛成委員挙手)
- 議長(古塩貞夫君) ありがとうございました。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。
- 次に、日程第4号、議案第48号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号13番についてを議題といたします。事務局より説明願います。
- 事務局(森山総括副主幹) 総会議案書24ページ、25ページをご覧ください。議案第48号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号13番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は[REDACTED]外18筆、地目畠及び田、地積合計7,163.50平方メートルでございます。内容といたしましては、租税特別措置法 第70条の6、第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、令和2年11月26日から令和5年11月28日まで、相続開始年月日は 平成29年1月25日で、2回目の

証明願いでございます。場所につきましては、25 ページから 28 ページの案内図を参照願います。申請人の年齢は [] 歳、農機具は耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人と母の 2 名、従事日数は 280 日でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認しているだいたい第 4 班の代表委員より報告願います。11 番 大塚委員

○11 番（大塚 秀一君）申請地は [] ほか 18 筆、合計 7,163.50 平米です。25 ページの筆はキャベツが作付けされておりました。26 ページのところがブロッコリー、27 ページの筆は、オクラを収穫後の畑でした。28 ページ、[] は稻刈りをした後の状態でした。[] は、栗が植わっている状態です。ほか、[] は、ネギ、ピーマン、シットウ等が植わっていて、あと柚子と栗の木がありました。[] は、ダイコン、トウモロコシの収穫後で、春菊、あとオリーブの木が植わっている状態でした。

農地として適正に維持管理されていると認められましたので、第 4 班といたしましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に、問題ないと判断いたしました。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件についての地域の担当委員は私でございますので、発言させていただきます。

○14 番（古塩 貞夫君）[] さんのところは、お母さんと 2 人で熱心に農業をしておりまして、今大塚委員のほうから話がありましたように、各筆につきましては、キャベツ、ブロッコリーとか、いろんな多品種の作物を作り、場所によってはより分けて、とても整然と野菜を栽培しております。全く証明を出すについて問題ないと私は考えます。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号 13 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は願い出のとおり、証明することに決定されました。

次に、同じく、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号 14 番を議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局（森山総括副主幹） 総会議案書 30 ページ、31 ページをご覧ください。引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号 14 番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は [REDACTED] 外 5 筆、地目畠、地積合計 5,329.30 平方メートルでございます。内容といたしましては、租税特別措置法第 70 条の 6、第 1 項の規定の適用を受けている、農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、令和 2 年 12 月 26 日から令和 5 年 11 月 28 日まで 2 回目の証明願いでございます。相続開始年月日は平成 29 年 3 月 21 日、場所につきましては、31 ページの案内図を参照願います。申請人の年齢は [REDACTED] 歳、耕運機、トラクターを保有しており、農業従事者は、本人 1 名で、従事日数は 250 日でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君） 事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第 4 班の代表委員より報告願います。11 番 大塚委員

○11 番（大塚 秀一君） 整理番号 14 番。申請地は [REDACTED] ほか 5 筆、合計で 5,329.3 平方メートルです。現地は、里芋、ニンジン、大根、カブが作付けされておりした。農地として適正に維持管理されていると認められましたので、第 4 班といたしましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に、問題ないと判断いたしました。以上です。

○議長（古塩 貞夫君） ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。8 番 木村委員

○8 番（木村 寛君） 本件につきまして地元委員として発言いたします。11 月 26 日現地を確認してきました。現地は、先ほどのとおり、サトイモや人参、大根、ホウレンソウ、カブ等が作付けされておりました。また作付け準備のためにきれいに耕運されて、農地として管理されておりました。申請者はこれからも農業経営を行っていきたいと意欲的でした。引き続き農業経営を行っていく旨の証明の発行に問題ないと判断いたしました。皆様の御審議よろしくお願いいいたします。

○議長（古塩 貞夫君） ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号 14 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は願い出のとおり、証明することに決定されました。

○議長（古塩 貞夫君）次に、同じく、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号 15 番を議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書 32 ページ、33 ページをご覧ください。引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号 15 番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は [REDACTED] 外 13 筆、地目畠及び田、地積合計 6,906 平方メートルでございます。内容といたしましては、租税特別措置法 第 70 条の 6、第 1 項の規定の適用を受けている、農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、令和 2 年 10 月 27 日から令和 5 年 11 月 28 日まで 4 回目の証明願いでございます。

相続開始年月日は平成 23 年 2 月 13 日、場所につきましては、33 ページの案内図を参照願います。申請人の年齢は [REDACTED] 歳、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人、妻、子、子の妻の 4 名で、従事日数は 250 日でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第 4 班の代表委員より報告願います。11 番 大塚委員

○11 番（大塚 秀一君）整理番号 15 番、申請地は [REDACTED] ほか 13 筆、合計 6,906 平米です。現地は、[REDACTED] はサツマイモ収穫後の状態でした。[REDACTED]

[REDACTED] は、それぞれ稲刈りをした後の状態でした。

[REDACTED] はサツマイモが作付けされており、[REDACTED] は、ネギ、白菜、ニンジンが、作付けされておりました。[REDACTED] は、ミカンやブルーベリーが植えられており、[REDACTED] は、タマネギやネギが作付けされている状態でした。農地として適正に維持管理されていると認められましたので、第 4 班といたしましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題ないと判断いたしました。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。12 番 宇野委員

○12番（宇野 政信君）本件につきまして、地元委員として発言します。11月15日私も申請人に直接会ってお話を伺いました。そのあと現地確認をしましたけれども、現地は、今報告されたとおり、ネギ、サツマイモ、稲、いろいろな作物が作付けされていました。稲刈りも終わって、次の準備に入った農地としてしっかりと管理されていました。申請人は■歳ですが、息子さんも含めて、これからも農業経営を行っていきたいと意欲的にお話をされていました。地元委員として申請者の農業の継続意思も確認出来たので、引き続き農業経営を行っている旨の証明に問題ないと判断しました。以上です。皆さんのご審議よろしくお願いします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号15番について、賛成の委員の举手を求めます。

（賛成委員举手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。举手全員であります。よって、本件は願い出のとおり、証明することに決定されました。

○議長（古塩 貞夫君）次に、同じく、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号16番を議題といたします議題といたしますが、本件につきましては、6番 内田委員が、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に類するため、本件審議の間、しばらくご退席を願います。

（■委員退席）

○議長（古塩 貞夫君）ただ今、■委員が退席されました。現在の委員数は■名、推進委員■名です。事務局より説明願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書34ページ、35ページをご覧ください。引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号16番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は■外5筆、地目畳、地積合計6,298平方メートルでございます。内容といたしましては、租税特別措置法第70条の6、第1項の規定の適用を受けている、農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、令和2年10月27日から令和5年11月28日

日まで6回目の証明願いでございます。

相続開始年月日は 平成17年2月1日、場所につきましては、35ページの案内図を参照願います。申請人の年齢は ■歳、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人、妻の2名で、従事日数は280日でございます。以上でございます。

○事務局（森山総括副主幹）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第4班の代表委員より報告願います。11番 大塚委員

○11番（大塚 秀一君）整理番号16番、申請地は、■ほか5筆、合計6,298平米です。現地は、サトイモ、にんにくが作付けされております。また、レモン、栗、カキの木が植えられておりました。申請者は意欲的に農業経営をされ、農地として適正に維持管理されていると認められましたので、第4班といたしましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題ないと判断いたしました。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。5番 山田委員

○5番（山田 誠一君）本件につきまして、地元委員として発言します。11月18日現地確認を行い、申請人と面会してまいりました。現地は、第4班の代表委員の方から報告がありましたとおり、路地野菜のネギ、里芋、にんにく、果樹で栗、みかんが植えられており、農地としてしっかりと管理がされています。申請者は、後継者もおられ、そうした農場次世代へしっかりと継承していきたいとのことです。地元委員として、申請者の農業の継続意思を確認出来ましたので、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題ないと判断いたします。皆様の御審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号16番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は願い出のとおり、証明することに決定されました。

（■委員 入室、着席）

○議長（古塩 貞夫君）ただ今、退席されていました、[] 委員が着席されました。現在の委員数は、委員 14 名、推進委員 3 名です。

次に、日程第 5 号、報告第 10 号、専決処分等についてを議題といたします。事務局長より報告願います。

○事務局長（浦山事務局長）それでは、議案書の 36 ページをご覧ください。1 転用届に係る事務処理でございます。綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規定、第 8 条第 1 項 1 号により、事務局長において、専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定によりご報告いたします。

初めに、農地法第 4 条第 1 項 7 号の規定による届出、整理番号 10 番から 12 番の 3 件でございます。転用の内容は、整理番号 10 番が工場敷地で、整理番号 11 番 12 番が駐車場でございます。地積合計は 1,545 平方メートルでございます。専決処分に付した日付は、記載のとおりでございます。

次に、議案書、37 ページをご覧ください。農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出、整理番号 26 番から 29 番の 4 件でございます。転用の内容は、整理番号 26 番、28 番、29 番が住宅敷地で、整理番号 27 番が駐車場でございます。地積合計は 511 平方メートルとなってございます。専決処分に付した日付は記載のとおりでございます。

続きまして、議案書 38 ページをご覧ください。

2、農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農地所有者、適格法人の事業等の報告についてでございます。農地所有者、適格法人が農地を所有し、その農地、またはその法人以外の者が所有する農地を耕作もしくは養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況、その他事項を農業委員会に報告しなければならないと規定されているところであります。今回、その書式に整ったものが提出されましたので受理したものでございます。内容でございます。1 の法人の概要につきましては、名称、[]

[]、経営面積は 51,092 平方メートル、綾瀬市、大和市ほかで耕作の事業に供してございます。常時従事者は、代表者ほか 2 名、議決の数は 60 個、議決権の割合は 100% でございます。2 の事業の種類等につきましては、露地野菜を生産しており、売上高は、令和 4 年度の実績が []。令和 5 年度の見込みは [] でございます。

3 の利益権の設定を受けた農地につきましては、記載のとおりでございます。以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）事務局長の報告が終わりました。

います。よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）事務局長の報告が終わりました。

この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

意見なしと認めます。これをもちまして、報告第10号専決処分等についてを終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。

これをもちまして、第5回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。

11時14分 閉会

綾瀬市農業委員会會議規則第19条第1項の規定によりここに署名する。

綾瀬市農業委員会議長

古塩 貞夫



綾瀬市農業委員会委員

早川 晴子



綾瀬市農業委員会委員

木木子 寛

